

徳島県告示第五百六十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

鳥獣保護区 の名称		区 域	面 積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
鮎喰川鳥獣保護区		徳島市不動本町一丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から鮎喰川左岸堤防上道路を東に進み飯尾川第二樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み同樋門北詰に至り、同所から飯尾川左岸の河川管理用通路を東に進み飯尾川と鮎喰川との合流点に至り、同所から徳島ゴルフ倶楽部吉野川コース西端との見通し線を南に進み県道徳島吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み不動橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一〇〇ヘクタール	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	集団渡来地	この区域は、カモ類を中心とした水鳥の集団渡来地になっており、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護を図る。
四国三郎橋鳥獣保護区		徳島市応神町東貞方のＪＲ高德線と県道土成徳島線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み吉野川北岸河川敷地と水面との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進みＪＲ高德線との交点に至り、同所から同線を南に進み吉野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み四国三郎橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同県道との交点に至る線で囲まれた一円の区域	六三ヘクタール	同	身近な鳥獣生息地	この区域は、冬季にはカモ類を中心とする渡り鳥が飛来し、近くにある吉野川北岸河川敷グランドから容易に観察できることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

六条大橋鳥 獣保護区	板野郡上板町と名西郡石井町との境界線と六条大橋との交点を起点とし、同所から徳島市国府町佐野塚字阿わじ方の四国電力送配電送電線鉄塔との見通し線を東に進み板野郡上板町佐藤塚の県道土成徳島線第十樋門橋北詰と名西郡石井町藍畑の藍畑小学校屋上の貯水タンクとの見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を南に進み湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み吉野川右岸の護岸との交点に至り、同所から同護岸を西に進み高瀬橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み湿地と農地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み六条大橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	八八ヘク タール	同	集団渡来地	この区域は、カモ類を中心とした水鳥の集団渡来地になつており、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護を図る。
福井ダム湖 鳥獣保護区	阿南市福井町鉦打の県道山口鉦打線と一般国道五五号との東側の交点を起点とし、同所から同国道を南西及び南に進み小野跨道橋に至り、同所から稜線を南西及び北西に進み三等三角点日ノ地（標高三三二・三メートル）に至り、同所から更に稜線を北及び北西に進み下原橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み同橋南詰に至り、同所から稜線を西及び北に進み四国電力送配電送電線南阿波幹線の鉄塔に至り、同所から稜線を東に進み四等三角点鉦打（標高一五三・四メートル）に至り、同所から更に稜線を東に進み市道鉦打下原線新鉦打橋北詰に至り、同所から同市道を南東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み	一九七ヘ クタール	同	身近な鳥獣生息地	この区域は、阿南市南部の福井川と下原谷川が合流する付近に位置し、シイ、カシ類を主体とする照葉樹林帯に属し、これらの広葉樹が広く分布していることから、野生鳥獣の生息環境として良好であると認められる。また、同所には県営福井ダムがあり、その周辺は水際公園として整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

高越山鳥獣保護区	吉野川市山川町奥野井の奥野井谷川中流の西の谷と東の谷との合流点を起点とし、同所から同谷を南に進み通称フジキ谷を経て同市山川町と同市美郷との境界線（通称ヤガロ尾）との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同市山川町と美馬市穴吹町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西、北及び北東に進み通称盗人の窪の石柱に至り、同所から高越寺参道を東に進み中ノ郷庵に至り、同所から林道楠根地中ノ郷線を南東に進み市道楠根地七号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み歩道（通称奥野井楠根地街道）の起点に至り、同所から同歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	起点に至る線で囲まれた一円の区域
鳴滝鳥獣保護区	美馬郡つるぎ町貞光字猿飼の鳴滝谷川と貞光川との交点を起点とし、同所から同川を南東に進み同町貞光と同町一字との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標高七九六メートルの地点に至り、同所から歩道を西に進み林道大惣大宗線との交点に至り、同所から同林道を西に進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を北に進み林道猿飼線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み東に派生する稜線との交点に至り、同所から同稜線を東に進み同川との交点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	鳴門市大麻町の鳴門藍住大橋北詰を起点とし、
六〇〇ヘクタール	同	四九〇ヘ
同	同	同
森林鳥獣生息地	同	同
この区域は、高越山の山頂から高越寺に至る天然林の群落と船窪のオンツツジの群落に代表される自然度の高い森林で構成されており、多様な鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。	この区域は、鳴滝谷川を中心とした森林地域であり、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ、ヒノキ人工林等多様な森林で構成されており、地形が急傾斜であるため、人を寄せ付けない地形であり、多様な鳥獣の生育に適していることから、鳥獣保護区に指定し、現況の地形及び植生の保全並びに鳥獣の生息環境の維持を図る。	この区域は、レンコン畑を

トリ鳥獣保護区	同所から市道板東藍住線を北に進み市道板東南中央一号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道池谷萩原春日橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道池谷浜田一号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道高畑居屋敷西一号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道高畑居屋敷西中央線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道高畑松村竹添線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道堀江中央線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道土池川放水路北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道第二大谷川東線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道津慈広島線との交点に至り、同所から同県道を南西及び北西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
クタイトル	
	中心とした広大な湿地が広がり、水生生物が豊富に生息しているため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく国内希少野生動植物種かつ国の特別天然記念物であるコウノトリが飛来し、その繁殖地として期待されていることから、希少鳥獣生息地の鳥獣保護区に指定し、当該区域の静寂を保持し、コウノトリをはじめとする鳥類の生息環境の保全を図る。